

電子提供措置の開始日 2025年5月29日

株 主 各 位

第8期定時株主総会の招集に際しての
電子提供措置事項

S B I リーシングサービス株式会社

目次

事業報告

「新株予約権等の状況」	1 ページ
「会計監査人の状況」	1 ページ
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」	3 ページ
「剰余金の配当等の決定に関する方針」	8 ページ

連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」	9 ページ
「連結注記表」	10 ページ

計算書類

「株主資本等変動計算書」	24 ページ
「個別注記表」	25 ページ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に使用人に対し交付した新株予約権の状況

区分	新株予約権の名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類及び数	行使価額 (1株当たり)	行使期間	交付者数
当社 使用人	第5回 (2024年10月4日)	1,515個	普通株式 151,500株	2,948円	2027年8月1日から 2029年10月3日まで	60名

③ その他の新株予約権等に関する重要な状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	53百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、過去の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算定論拠等を検討した結果、会計監査人の報酬額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、社債発行に係るコンフォートレター作成業務及び人事施策の設計・運用に関する助言業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約・補償契約について
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役職員に徹底させるものとする。
 - (ロ) 当社は、コンプライアンス規程を制定し、役職員は法令・定款及び経営理念を遵守した行動をとらなければならない旨を明記する。また、その徹底を図るため、コンプライアンス担当役員を定め、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせる。
 - (ハ) 当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査部門を設置する。内部監査部門は、独立及び客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を定期的に監視、検証し、その結果が取締役に報告されるほか、監査役にも定期的に報告される。
- (ニ) 当社は、コンプライアンス上の問題を発見した場合における、通報者の保護が図られた適切な内部通報制度を整備し、情報収集に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (イ) 当社は、取締役会、経営会議及び稟議に係る文書等、取締役の職務執行に係る文書又はその他の情報を、文書保存管理規程に基づき適切に保管・管理する。
- (ロ) 当社は、取締役又は監査役の要請があるときは、これを閲覧に供する体制を確保する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 当社は、リスク管理規程等を制定し、業務に関するリスク情報の収集と分析を行って、経営上の様々なリスクを総合的に管理するリスク管理体制を構築する。
- (ロ) 当社は、リスク管理部門を設置し、同部門は、内在する各種リスクの測定・モニタリングを行って取締役会に定期的に報告する。
- (ハ) 当社は、危機事態への対応に関する基本方針を定め、不測の事態に備える体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当社は、取締役会において、会社の重要な方針を決定し、また組織の職務分掌を定め、職務の執行を行わせる。
- (ロ) 職務執行については、業務分掌及び職務権限規程にて職務分掌を明確にする。

- ⑤ 当社及び親会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の所属する親会社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役員・社員に徹底させるものとする。
 - (ロ) 法令等を遵守し、当社及び子会社の内部統制の実効性を高める施策を実施する。
 - (ハ) 当社グループの重要な方針を制定し、子会社に周知する。
- (ニ) 親会社のコンプライアンス行動規範に準拠し、業務運営を行う。
- (ホ) 当社の事業活動又は役員・社員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合の社内及び当社グループ内の通報・相談窓口に関するルールを周知徹底する。
- (ヘ) 当社は、子会社の経営管理を行うことにより子会社の業務の適正を確保する。子会社の状況については、取締役会に報告を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 当社は、監査役職務を補助するため、監査役求めに応じて、使用人を置く。当該使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分については、監査役と事前に協議を行い、その意見を尊重するものとする。
- ⑦ 当企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は、当社グループに関する次の事項を知ったときは、監査役に適時かつ的確に報告するものとする。また、取締役及び使用人は、監査役より当社グループに関する次の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとする。
- (イ) 会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項
 - (ロ) 経営に関する重要な事項
 - (ハ) 内部監査に関連する重要な事項
 - (ニ) 重大な法令・定款違反
 - (ホ) その他取締役及び使用人が重要と判断する事項
- ⑧ その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 当社は、監査役求めに応じて、取締役及び使用人をして監査役と定期的に会合を持たせ、当社グループの経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、監査役と内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとする。
 - (ロ) 当社は、監査役が重要な子会社の監査役との定期的な会合を設け、相互に連携して、当社グループの監査の実効性を確保できる体制の整備に努めるものとする。
 - (ハ) 当社は、監査役が職務を遂行可能とするために必要な費用については前払を含めてその支払いに応じる。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を継続的に行うとともに、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、毅然として対応することを宣言するとともに、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図るなど、反社会的勢力排除に向けた体制の整備を推進するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社は、取締役会規程に基づき、各月定時開催すると共に必要に応じて臨時に開催しており、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。取締役会には、社外取締役及び社外監査役が出席し、経営に対する監視機能を果たしております。

(ロ) 当社は、役職員にコンプライアンス規程の周知を図り、WEBラーニングシステム等により教育を行い、役職員のコンプライアンス意識の向上を図っております。

(ハ) 他の業務執行部門から独立した内部監査室は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、内部管理態勢の有効性・適切性について、各部室店を対象とする監査を実施し、代表取締役及び監査役に対し、その結果及び改善状況を定期的に報告しております。

(ニ) 当社は、内部通報制度について、外部の相談窓口(弁護士)を設けるなど、通報者の保護を図り、問題の早期発見と改善を図っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議決裁書その他取締役の職務執行に係る情報を、取締役会の制定した文書管理規程に基づき適切に保管・管理しております。また、各役員は常時これらの文書を閲覧できるようになっております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理担当部署を設置し、当社グループの規模、特性、及び業務内容に応じて適切なリスク管理に努めております。リスク管理担当部署は、リスクを識別・評価し、リスクレポートに取り纏め、取締役会へ報告するほか、必要に応じて対策を検討しております。また、経営危機が顕在化した場合に関しては、危機対応に関する基本方針並びにコンティンジェンシープランを策定し不測の事態に備える体制を整備しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、会社の重要な方針を決定し、また組織の職務分掌を定め、職務の執行体制を明確にしております。機動的な意思決定プロセスを経て業務を遂行する必要性から、経営に関する会議体を構築するなど職務の執行の効率化を図っております。

⑤ 当社及び親会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社は、コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス上の課題の把握及び解決に努めております。また、全役職員による法令遵守及び倫理的行動が極めて重要であるものと認識しており、その周知を図っております。

(ロ) 当社親会社グループとの関係においては、そのコンプライアンス行動規範に従い業務の運営を行い、当社の事業活動及び役職員による法令違反の疑義がある行為については相談及び協議を行っております。

(ハ) 当社グループは、当社の親会社である S B I ホールディングス株式会社及びその子会社との取引を行う場合、一般株主の利益保護の観点から、当該取引の必要性及び当該取引の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認しております。

(ニ) 当社は、子会社について、関係会社管理規程等に従い、業務の適正な運営を図っております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役の求めに応じて、使用人を置くこととしております。当該使用人の人事考課、人事異動及び懲戒処分については、監査役会と事前に協議を行い、その承認を得ることとしております。

- ⑦ 当企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (イ) 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況の報告を受けております。また、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び職員より説明を受けております。
 - (ロ) 当社役職員は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、及び内部通報制度による通報状況等の内容を報告しております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査役は、代表取締役、内部監査室、及び会計監査人と定期的又は随時、会合を実施し、経営全般に亘る事項について意見交換を行っております。
 - (ロ) 監査役の職務の執行について生ずる通常の費用は、監査役の監査計画に基づき、予め当社の予算に計上しております。また、当社は、緊急又は臨時の監査費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に基づき、適切に処理を行っております。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その評価を継続的に行っております。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社グループは、反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、毅然として対応することを宣言しております。また、反社会的勢力の事前排除に関し必要な事項を定め、体制を整備し役職員の教育の強化をする等、健全な業務の遂行を確保しております。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めております。

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題であると認識しており、事業基盤や収益力の強化を行いつつ、事業上の資産取得及び資金調達等を勘案し、利益成長に応じた株主還元を実施する考えです。配当政策については、継続的かつ成長に応じた利益還元を目指すものとし、経営成績や財政状態を勘案しながら年1回の期末配当を基本方針としております。

上記の方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき170円とさせていただきます。

なお、2025年4月開催の取締役会において、株主への配当政策をより明確にし、事業の成長に応じた利益還元を実施するため、配当方針を以下の通り変更することといたしました。

当社は、株主への利益還元を経営上の重要課題としており、配当につきましては、強固な事業基盤の構築を行いながら、安定・継続的な利益成長と財務上の安全性、今後の事業環境等を総合的に勘案し、決定する方針です。具体的には、連結配当性向30%以上を目処とした株主還元を目指していきます。なお、配当の回数につきましては、中間配当を含めて年2回といたします。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,032	3,912	16,179	△0	21,123
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	118	118			237
剰余金の配当			△777		△777
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,388		4,388
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	118	118	3,610	-	3,848
当連結会計年度末残高	1,150	4,031	19,789	△0	24,971

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△26	△26	17	21,114
当連結会計年度変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				237
剰余金の配当				△777
親会社株主に帰属する 当期純利益				4,388
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	183	183	27	210
当連結会計年度変動額合計	183	183	27	4,059
当連結会計年度末残高	156	156	44	25,173

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- イ. 連結子会社の数 1社
- ロ. 主要な連結子会社の名称 SBILS STAR MARITIME Co., Ltd.

② 非連結子会社の状況

- イ. 主要な非連結子会社の名称 LS-Aviation第1号株式会社他210社
- ロ. 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社LS-Aviation第1号株式会社他175社は、主として匿名組合契約方式による賃貸事業を行っている営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないため、会社計算規則第63条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。

非連結子会社のうちLS-Aviation第30号DAL1合同会社他34社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社数

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社LS-Aviation第1号株式会社他175社は、主として匿名組合契約方式による賃貸事業を行っている営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないため、会社計算規則第69条第1項第2号により持分法の適用範囲から除外しております。

非連結子会社のうちLS-Aviation第30号DAL1合同会社他34社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法により評価しております。

ハ. 棚卸資産

- ・商品（販売用航空機等）

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定。）を採用しております。

なお、有形固定資産に準じて償却を行っております。

- ・商品出資金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定。）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

- ・賃貸資産

主として賃貸期間を償却年数とし、賃貸期間終了時に見込まれる賃貸資産の処分価額を残存価額として、当該期間内に定額で償却する方法によっております。

- ・社用資産

建物附属設備は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	10年～15年
工具、器具及び備品	5年

ロ. 無形固定資産

- ・のれん

10年間の定額法による償却を行っております。

- ・自社利用のソフトウェア

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 顧客との契約から生じる収益に関する事項

・商品の販売

当社グループでは、投資家（任意組合等を含む）や需要家への航空機等の販売を行っております。販売においては、買主との契約に基づく当該物件の引き渡しを履行義務として識別しており、当該物件を引き渡した時に資産の支配が買主に移転するものと判断し、当該時点で収益を認識しております。

・サービス（業務受託）の提供

当社グループでは、リースファンドにかかわる組成サービス及びファンド管理サービスを行っております。

組成サービスにおいてはファンド営業者等との契約に基づくリースファンドの組成を、管理サービスにおいてはファンド営業者等との契約に基づくリースファンドの管理を履行義務として識別しております。

組成サービスは、ファンドの組成が終了し且つ投資家等が当該ファンドに出資した時に履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。管理サービスは、当該ファンドに投資家等が出資した時から一定の期間にわたり履行義務が充足されるものと判断し、期間の経過に応じて収益を認識しております。

ロ. オペレーティング・リース取引に係る売上高の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

⑤ 繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。

- ⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ⑦ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|-------|---------|
| ヘッジ手段 | 為替予約取引 |
| ヘッジ対象 | 外貨建予定取引 |
- ハ. ヘッジ方針
為替変動リスク回避のため、対象取引の範囲内でヘッジを行っております。
- ニ. ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
- ⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項
関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
- ・商品出資金の会計処理
ファンド事業で子会社（特別目的会社）が行う匿名組合契約方式のファンド組成時に、当社が立替出資した金額を「商品出資金」に計上しております。投資家に出資持分を地位譲渡した場合には「商品出資金」を減額し、譲渡した出資持分に対応する業務受託手数料を「売上高」として計上しております。
 - また、投資家から利息相当額として収受した金額は「商品出資金売却益」として計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

これらによる連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「前渡金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「前渡金」は611百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 商品出資金及び販売用航空機等の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品出資金	51,778百万円
販売用航空機等	25,488百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、商品出資金及び販売用航空機等の評価について個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定。）を採用しており、収益性の低下した商品出資金及び販売用航空機等については正味売却価額を貸借対照表価額としております。

正味売却価額の見積りにおける主要な仮定は販売予定金額及び販売費用見込金額であり、連結計算書類作成時点における最善の見積りに基づき決定しておりますが、借り手（レシー）の信用状況悪化等によって見積りの前提条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) ゼネラルアビエーション事業及びプリンシパルインベストメント事業の
固定資産の減損に係る会計上の見積り

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	ゼネラルアビエーション事業	プリンシパルインベストメント事業
貸 貸 資 産	833	6,678
の れ ん	204	—

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損の兆候がある場合は、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローを見積もり、減損の認識の要否を判断しております。割引前将来キャッシュ・フローの算定は、その性質上、判断を伴うものであり、重要な見積り・仮定を使用します。見積りの算出に用いた主要な仮定は、主として資産の購入オプションによる行使価格などの事業計画における将来の収益見込額であり、入手可能な情報に基づいた最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件及び経営環境の変化等により将来の事業計画を見直し、割引前将来キャッシュ・フローが変動した場合には、翌連結会計年度以降における減損損失の認識の判定及び認識に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	2,709百万円
繰延税金負債	76百万円
繰延税金資産（繰延税金負債との相殺後）の金額	2,633百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、将来の事業計画に基づいた課税所得及びタックス・プランニング等により、回収可能性があると判断した範囲において繰延税金資産を計上しており、その主要な仮定は将来のファンドの組成及び商品の販売見込額であります。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類における繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

貸貸資産	6,678百万円
計	6,678百万円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	502百万円
長期借入金	4,770百万円
計	5,272百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

貸貸資産	1,993百万円
社用資産	19百万円
計	2,013百万円

(3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社においては、オペレーティング・リース事業に必要な運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	92,550百万円
借入実行残高	51,000百万円
差引額	41,549百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	7,776,800株	102,000株	—	7,878,800株

(注) 発行済株式の総数の増加102,000株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	74株	—	—	74株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	777百万円	100円	2024年3月31日	2024年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年4月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,339百万円	170円	2025年3月31日	2025年6月26日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 226,000株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産にて行い、資金調達については原則として金融機関からの借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避する目的で利用しており、投機目的やリスクの高いデリバティブ取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

預金は主に普通預金であり、預入先の信用リスクにさらされておりますが、預入先の銀行はいずれも信用度の高い銀行であります。

営業債権である営業未収入金については、顧客の信用リスクにさらされておりますが、社内規程に従い取引先毎の期日入金管理及び残高管理を行うことによって、回収懸念の早期把握を行いリスクの低減を図っております。外貨建ての営業債権については、為替変動のリスクがありますが、外貨建て取引は一部の取引に限定されるため、影響は軽微であります。

商品出資金については、投資家への出資持分の譲渡が困難となった場合の回収リスクはありますが、積極的な営業展開及び販売網の拡大によってリスク軽減を図っております。

借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債については、案件組成資金、投資資金及びその他運転資金の調達を目的とするものであり、金利の変動リスクに加えて外貨建て借入の場合は、為替変動リスクにさらされております。

未払金については、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日となっております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑦重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、管理本部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

リース物件価額の変動による市場リスクは、当社が当該リスクを負担することがないよう短期間での匿名組合出資持分の譲渡に努めております。

為替の変動リスクは主に外貨建取引におけるものでありますが、社内管理規程にもとづく為替予約取引により変動リスクの軽減を図っております。

借入金の金利変動リスクは、管理本部が、金利動向を注視し、必要に応じて対策を図ることとしております。

ハ、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
デリバティブ取引 (*1)	923	923	-
社債	(5,000)	(5,002)	2

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で示しております。

(*2) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

「営業未収入金」、「商品出資金」、「短期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」、「未払金」及び「未払法人税等」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

「長期借入金（1年内返済予定を含む）」はすべて変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、注記を省略しております。

(*3) 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2025年3月31日)
関係会社株式	344
関係会社出資金	117

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 通貨関連	－	923	－	923

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	5,002	－	5,002

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

①デリバティブ取引

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

②社債

日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	オペレーティング・リース事業				合計
	ファンド事業		ゼネラルアビ エーション事 業	プリンシパ ルインベストメ ント事業	
	JOL商品	JOLCO商品			
商品（航空機等）の販売	29,332	－	380	－	29,713
業務受託による収益	1,841	7,694	37	－	9,573
顧客との契約から生じる収益	31,174	7,694	418	－	39,287
その他の収益（注）	1,362	－	241	1,025	2,629
外部顧客への売上高	32,536	7,694	660	1,025	41,916

(注) 「その他の収益」はリース取引に係る売上高であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期及び取引価格の算定方法等については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	190	937
契約資産	－	－
契約負債	3,518	4,960

契約負債は履行義務の充足より前に受領した業務受託手数料であり、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

当連結会計年度に認識した収益のうち期首の契約負債残高に含まれていた金額は3,518百万円であります。また、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	3,189円41銭
(2) 1株当たりの当期純利益	562円82銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	1,032	1,032	2,880	3,912	15,782	15,782	△0	20,727
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	118	118		118				237
剰 余 金 の 配 当					△777	△777		△777
当 期 純 利 益					4,053	4,053		4,053
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	118	118	-	118	3,275	3,275	-	3,512
当 期 末 残 高	1,150	1,150	2,880	4,031	19,057	19,057	△0	24,239

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△26	△26	17	20,717
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				237
剰 余 金 の 配 当				△777
当 期 純 利 益				4,053
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	183	183	27	210
当 期 変 動 額 合 計	183	183	27	3,723
当 期 末 残 高	156	156	44	24,441

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
 - ・子会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- ② デリバティブ
時価法により評価しております。
- ③ 棚卸資産
 - ・商品（販売用航空機等）
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定。）を採用しております。
なお、有形固定資産に準じて償却を行っております。
 - ・商品出資金
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定。）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - ・賃貸資産
主として賃貸期間を償却年数とし、賃貸期間終了時に見込まれる賃貸資産の処分価額を残存価額として、当該期間内に定額で償却する方法によっております。
 - ・社用資産
建物附属設備は定額法、工具、器具及び備品は定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	10～15年
工具、器具及び備品	5年
- ② 無形固定資産
 - ・のれん
10年間の定額法による償却を行っております。
 - ・自社利用のソフトウェア
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当事業年度末においては、貸出実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上していません。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 顧客との契約から生じる収益に関する事項

・商品の販売

当社では、投資家（任意組合等を含む）や需要家への航空機等の販売を行っております。販売においては、買主との契約に基づく当該物件の引き渡しを履行義務として識別しており、当該物件を引き渡した時に資産の支配が買主に移転するものと判断し、当該時点で収益を認識しております。

・サービス（業務受託）の提供

当社では、リースファンドにかかわる組成サービス及びファンド管理サービスを行っております。

組成サービスにおいてはファンド営業者等との契約に基づくリースファンドの組成を、管理サービスにおいてはファンド営業者等との契約に基づくリースファンドの管理を履行義務として識別していません。

組成サービスは、ファンドの組成が終了し且つ投資家等が当該ファンドに出資した時に履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。管理サービスは、当該ファンドに投資家等が出資した時から一定の期間にわたり履行義務が充足されるものと判断し、期間の経過に応じて収益を認識しております。

② オペレーティング・リース取引に係る売上高の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上していません。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用として処理していません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

為替変動リスク回避のため、対象取引の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(8) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

・商品出資金の会計処理

ファンド事業で子会社（特別目的会社）が行う匿名組合契約方式のファンド組成時に、当社が立替出資した金額を「商品出資金」に計上しております。投資家に出資持分を地位譲渡した場合には「商品出資金」を減額し、譲渡した出資持分に対応する業務受託手数料を「売上高」として計上しております。

また、投資家から利息相当額として収受した金額は「商品出資金売却益」として計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（評価・換算差額等に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

これらによる計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「前渡金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「前渡金」は611百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 商品出資金及び販売用航空機等の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品出資金	51,778百万円
販売用航空機等	25,488百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 (1)商品出資金及び販売用航空機等の評価」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) ゼネラルアビエーション事業の固定資産の減損に係る会計上の見積り

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

賃貸資産	833百万円
のれん	204百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 (2)ゼネラルアビエーション事業及びプリンシパルインベストメント事業の固定資産の減損に係る会計上の見積り」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	2,709百万円
繰延税金負債	76百万円
繰延税金資産（繰延税金負債との相殺後）の金額	2,633百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 (3)繰延税金資産の回収可能性」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(4) SBILS STAR MARITIME Co., Ltd.に対する投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	2百万円
関係会社長期貸付金	1,712百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の完全子会社であるSBILS STAR MARITIME Co., Ltd.に対する投融資の評価については、主として同社が保有する賃貸資産についての評価を考慮し、回収可能性を判断しております。

上記賃貸資産の減損に係る会計上の見積りの内容に関する情報については、連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 (2)ゼネラルアビエーション事業及びプリンシパルインベストメント事業の固定資産の減損に係る会計上の見積り ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載しております。

5. 追加情報

(財務制限条項)

連結注記表「5. 追加情報（財務制限条項）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

貸貸資産	512百万円
社用資産	19百万円
計	531百万円

(2) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

SBILS STAR MARITIME Co., Ltd. 5,272百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	937百万円
短期金銭債務	64百万円

(4) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社においては、オペレーティング・リース事業に必要な運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約及び貸出コミットメントの総額	92,550百万円
借入実行残高	51,000百万円
差引額	41,549百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	7,954百万円
その他	24百万円
営業取引以外の取引高	42百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	74株	－株	－株	74株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
売上加算調整額	2,252百万円
未払事業税	93百万円
棚卸資産	245百万円
賞与引当金	53百万円
その他	85百万円
繰延税金資産小計	2,730百万円
評価性引当額	△21百万円
繰延税金資産合計	2,709百万円
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△69百万円
資産除去債務	△6百万円
繰延税金負債合計	△76百万円
繰延税金資産の純額	2,633百万円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	被所有 間接 62.7%	人件費・ 費用の立替	出向負担金 ・費用の 立替払等	24	未払金	64

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

人件費については、主に人件費の立替精算及び出向者に関する覚書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

(2) 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	SBILS STAR MARITIME Co., Ltd.	所有 直接 100.0%	役員の兼任 資金の貸付 債務保証	資金の貸付	—	関係会社 長期貸付金	1,712
				貸付利息	42	未収収益	26
				債務保証	5,272	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 金融機関からの借入金に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。

(3) 同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社 を持つ社	株式会社SBI 新生銀行	-	資金の借入	資金の借入	(注) 1.	短期借入金	1,260
				借入金の返済	(注) 1.		
				支払利息	24	未払費用	1
				借入手数料	59	-	-
同一の親会社 を持つ社	SBIマネープ ラザ株式会社	-	業務委託	顧客紹介手数料 の支払	111	未払金	15
			不動産の 転貸借等	賃借料の 支払等	11	長期差入金 保証金 前払費用 未払金	10
						0	
						0	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 株式会社SBI新生銀行からの資金の借入は、同行をアレンジャーとするシンジケーション方式による借入（期末借入残高の総額3,000百万円）のうち同行に係る内訳を記載しております。資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。取引金額については、短期間での借入・返済を繰り返しているため、記載を省略しております。
- SBIマネープラザ株式会社との顧客紹介手数料の支払取引については、一般の取引条件及び業務委託内容を勘案し、その都度交渉の上で決定しております。
- 不動産賃借については、転貸借であり、SBIマネープラザ株式会社の賃借条件と同一の条件で転貸借を受けております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 3,096円48銭
- (2) 1株当たりの当期純利益 519円78銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。